

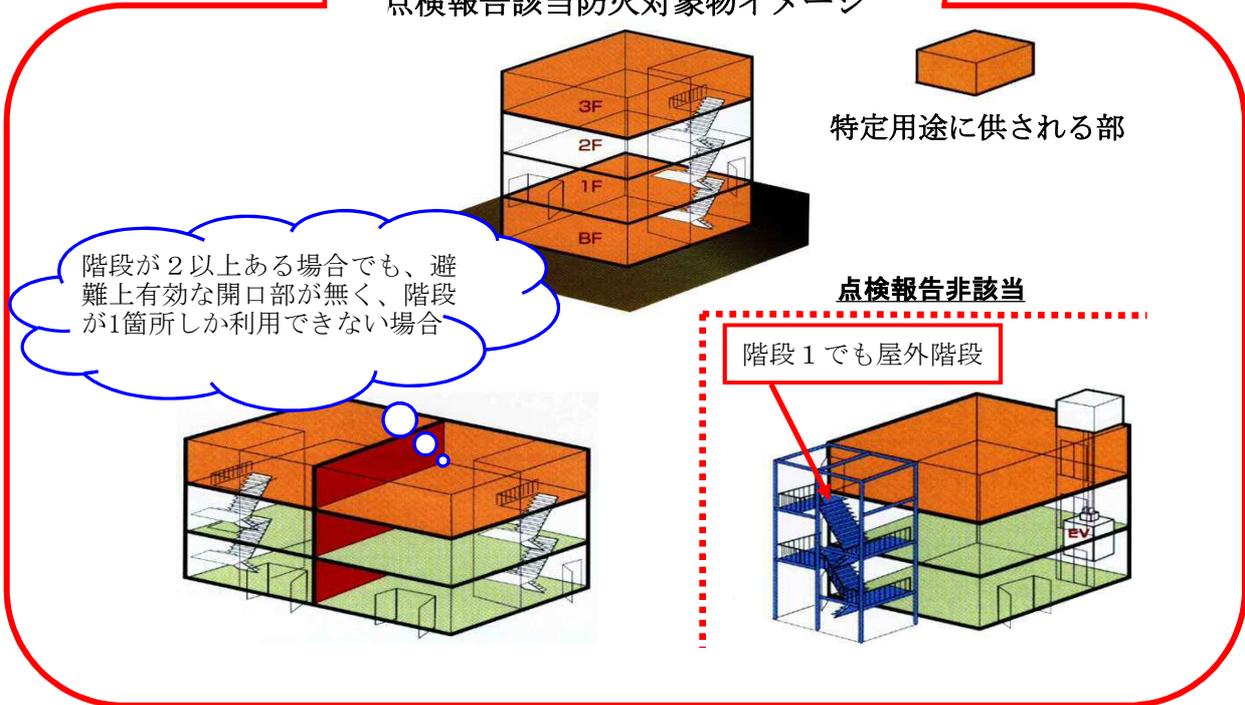
【防火対象物点検報告を必要とする防火対象物】

政令区分	用 途
1	(1)項イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	(1)項ロ 公会堂又は集会場
2	(2)項イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの
	(2)項ロ 遊技場又はダンスホール
	(2)項ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ・(4)項・(5)項イ・(9)項イを除く。） カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	(3)項イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	(3)項ロ 飲食店
4	(4)項 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	(5)項イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	(6)項イ 病院、診療所又は助産所
	(6)項ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）等
	(6)項ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）等
	(6)項ニ 幼稚園又は特別支援学校
7	(9)項イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	(16)項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が本表の1から7に該当する用途に供されているもの
9	(16)項2 地下街



防火対象物 全体の収容人員	30人未満 ※1	30人以上300人未満 ※2	300人以上
点検報告 義務の有無	点検報告 義務無し	次の要件全てに該当する場合は義務有り 1 特定用途(表1の1から7に該当する用途) が3階以上の階又は地階に存するもの 2 屋内階段1のもの	点検報告 義務有り

点検報告該当防火対象物イメージ



- ※1 (6) 項ロの用途が存するものは10人未満
- ※2 (6) 項ロの用途が存するものは10人以上300人未満